

令和8年度 寒河江市農業労働賃金等標準協定表

農業機械作業料金(消費税を含まない) (10a当たり 単位:円)				(備考)								
作業名	圃場面積		備 考									
	10a以上圃場	10a未満圃場										
田畑耕耘	9,100	10,100	湿田、立木のある場合は3割増とする		(備考) (1) 農作業別の賃金とし、労働時間は1日8時間を基準とすること。 (2) 賃金及び料金は、すべて食事がつかないものとする。 (3) 耕地の遠近、分散、作業内容の難易度により両者の話し合いの上決定すること。 (4) 年度途中で最低賃金の改定があった場合は、改定後の最低賃金を参考にすること。 (5) 傷害保険については、受託者持ちとする。							
本田くれぎり	4,900	5,400										
本田代かき	7,200	7,700										
くれぎり代かき併用	8,900	9,400										
トラクター一貫作業	19,000	20,500	耕耘・くれぎり・代かきを同日に行う場合(単独の場合はそれぞれの料金)									
請負機械田植(育苗～田植)	稚苗	28,000	28,500	苗24枚を基準とする(苗運搬含む)		(留意事項) 1. 鳥追爆音機等は、近隣の住宅に迷惑にならないよう使用すること。 2. 耕作放棄地は、病害虫の発生源となるので適正な管理をすること。 3. 農薬を使用するときは、隣接圃地や住宅に飛散、流出させないようにすること。 4. 農薬の使用基準を遵守し、調合した農薬は全量使い切ること。 5. 使用した防除機一式は、農薬が残らないよう洗浄を徹底し用水路では洗わないこと。 6. ひえ、雑草は、道端や堰に捨てないこと。必ず自家の畑、宅地等に運搬し、処理すること。 7. 境を越えて農作物等に被害を及ぼす樹木は、伐採し、他人に迷惑をかけないようにすること。 8. 使用済ビニールや農業用の空びん等については、集団回収等により、適正に処分すること。						
	中苗	34,200	34,700	苗30枚を基準とする(苗運搬含む)								
機械田植	植付のみ	8,200	8,700									
	側条施肥	10,100	10,600									
バインダー刈り取り	刈り投げ	10,900	11,900									
	杭掛け含む	20,100	21,100									
コンバイン刈り(生脱のみ)	23,000	25,000	籾運搬料は1kmで500円/10aを基準として別途加算									
ハーベスター脱穀	12,100	13,100	籾運搬料は1kmで500円/10aを基準として別途加算									
作業名	単位	料金(円)	備 考	農業労働賃金(下記料金を参考に習熟度によって決定する)								
乾燥調製	生籾	1俵	2,100	持込み含まず製品米1俵単価(籾ざり料込み)とする	作業名					単位	料金(円)	備 考
	半乾	1俵	1,700		農作業一般	1時間	1,040					
籾ざり	1俵	820		果樹剪定	1時間	1,800						
精米	1俵	780	業者委託の場合は業者料金とする	果実収穫	1時間	1,080						
育苗	稚苗	1箱	780	総請負の場合	さくらんぼ箱詰め	1時間	1,040					
	中苗	1箱	830									
動力畦草刈	1時間	1,600	背負、肩掛とも同額 自走式	雨よけテント張り(本人のほか人を雇い、作業を行う場合)	1時間	1,500	展張(屋根上げ・広げ・結束を含む) 1,100円/m 撤収 550円/m (委託等により雇人のみによる作業を依頼する場合)					
		3,000										
くろぬり	1m片面	55										
散在果樹消毒(動力噴霧器)	1時間	3,000	機械使用料含む(薬剤別)	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 農作業中の事故に備え、傷害保険等に加入しましょう。 寒河江市農業労働賃金等標準協定表策定協議会 </div>								
スピードスプレーヤー消毒	100ℓ	1,250	機械使用料含む(薬剤別)、散布量は圃地等の状況により当事者が協議の上決定する									
水稲防除等	10a	1,100	機械使用料含む									